

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤岡本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字柳町一二二〇番三地先まで</p>	<p>児玉郡上里町大字長浜字上川原二 五番一地从り同郡同町大字長浜</p>	<p>区 間</p>
<p>三〇・六四 八・九〇</p>	<p>一二・四九 八・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二三七・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事による。</p>		<p>備 考</p>